慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	皆川洸編著『国際法判例要録』
Sub Title	T. Minagawa (ed.) : A manual of the case law of the international court (in Japan)
Author	中村, 洸 (Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.4 (1963. 4) ,p.115- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630415-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

皆川　洸編著
『国際法判例要録』

およそ法律学の研究に、いわゆる判例の解明が必要なことは、すべての法学者の認めるところである。国際社会においても、国際法を適用するいくつかの国際裁判所が現に存在している。国際司法裁判所は、国際裁判所のうちで、もつとも権威ある裁判所である。国際社会における法の定立の現象は、国内社会のようないわゆる立法という現象として明確に現われない場合が多い。この意味において、国際法判例の研究の必要性は、法律学の他の分野にもまして強調されなければならない。国際司法裁判所の判例が、いわゆる先例拘束性をもつか否かの論議を別としても、国際司法裁判所の判例が、国際法の創設ないし確認に対してもつ意義は、極めて顕著なものがある。

たとえば、国際連合の国際法委員会が、平時国際法の分野における若干の項目の法典化、つまり国際立法を企てた際に、いかに諸国の代表が、国際司法裁判所の判例を引照して、自国の主張を正当化しようとしたか、領海の劃定に関するイギリス・ノルウエー漁業事件の判決を、軍艦の領海通過に関してコルフ海峡事件の判決を、あるいは最近には、条約の留保に関して、集団殺害罪の防止及び処罰に関する勧告的意見を、このような現象は、結局、諸国が、国際法による国際平和の実現を期待し、かつまた国際法が、国際社会の司法機関によつてもつとも確実に行われることを、意識している証拠であるともいえよう。

わが国における国際判例の系統的な研究は、法の他の分野に比較して、極めて僅かしか存在しているにすぎない。戦前に、横田喜三郎博士の、国際判例研究Ⅰ、ならびに国際裁判の本質に、国際連盟時代の常設国際司法裁判所及び常設仲裁裁判所の判例の研究が、系統的に行われた以外に、戦前、戦後を通じ、国際法判例の全般的労作は、公刊されていなかつた。さきに田中耕太郎博士が、国際司法裁判所裁判官として選出されたことと相俟つて、昭和卅七年に皆川洸教授の国際法判例要録が公刊されたことは、日本の国際法学界にとつて極めて意義深いものがある。皆川教授の国際法判例要録は、日本における国際司法の研究への劃期的素材を提供したものといえよう。

皆川教授が、この国際法判例要録を刊行する直接の契機となつたのは、今から約十年前に外務省の条約局が、主体となつて収集訳出していた国際法先例集に関係されてからと伺つている。その後昭和廿九年に常設国際司法裁判所及び国際司法裁判所の判例法といつた題名の外務省調書を頒布されていた。とくにこのような事情を書きとめたのは、国際法判例要録といつた労作は、かなりの時間と根気

とを要する仕事であることを、読者に充分認識して頂きたいためである。皆川教授が、本書の冒頭で、ここ数年わたくしは、研究生活の相当部分をさいて、……判決および意見を読みつづけてきたが、といっておられるが、まずこの努力の一貫性に最大の敬服の意を示しておきたいと思う。

皆川教授の国際法判例要録は、横田博士の国際判例研究Ⅰの、事件別判例研究のしかたと異なつて、概ね、伝統的な国際法の教科書の基準に従つて、常設国際司法裁判所及び国際司法裁判所の判決及び勧告的意見の、それぞれの関連文節を体系的に組みあげたものである。この方式は、現在、国際司法裁判所書記である、ハンブロ氏が、ライデンのサイホフ社から英仏両文の国際法廷の判例法(Edvard Hambro, The Case Law of the International Court; La jurisprudence de la Cour Internationale. 1952 et 1960)によつても採用されている。皆川教授の国際法判例要録は、項目の立て方、内容ともにハンブロの判例法より相当に詳細である。収録された事件は、一九六一年五月廿六日のカンボジア対タイのプラビハーン寺院に関する事件(先決的抗弁)にまで及んでおり、このことは実質的には一九六一年末までの判例を収録していることになる。イギリス、スイスでも類似の判例集が、刊行されているが、この種の判例要録として最新のものであるといつてよいであろう。

判例要旨ないしは判例を、国際法の講義の体系に従つて、関連文節に分ける場合に、常に問題となるのは、ある判決の引用しようとする文が、果して国際法の体系のいかなる部分に相当するものとして引照するのが、その事件の趣旨に従つて、より妥当であるかということである。たとえば、ある国際法上の一つの術語が、判決文に含まれていることだけから、その用語を関連した項目にわりふるということで果してよいのかどうか。あるいは、判決文の、ある文節が国際法体系のいかなる点に関連づけて解釈されるべきかについて、学者間に論議のある場合に、一方の立場に関連づけて分類した場合に、それと異なる立場に立つ学者は、このような分類を妥当でないと判断するかも知れない。ここに、いわゆる判例要旨ないし判例要録を、国際法学の体系に従つて分類し、かつ関連判決文のある個所を割り当てる場合の困難さがある。

欧米においては、わが国の法体系と異なつて、判例法に重点をおく結果、いわゆるケースブックに親しむ研究態度がとられている。ハンブロ氏の判例法は、彼が裁判所書記というこの種の仕事に携わるのに全く有利な地位にあり、しかもケース・ロウに親しむ法的環境のもとにある成果に他ならないといえよう。皆川教授は、このような意味あいからいえば、この種の仕事に携わるのに決して有利な地位におかれていたわけではない。常設国際司法裁判所と現在までの国際司法裁判所の判決及び勧告的意見・命令集に、すべて目を通すこと、そのこと自身かなりの努力を要することであるし、判決文を国際法学の体系の枠内に分類づけることにもまたかなりの学識を要することである。このような難点を克服されて、皆川教授が、司法裁判所の判決ないし勧告的意見のイギリス文又はフランス文の正文を、忠実に翻訳され、国際法のもつとも重要な判例を国際法の体

系に分類しつくされたことは、正に一つの偉業である。

国際法判例要録の体系は、まず一般的観念として、A.国際法の意義、B.国際法の法源、C.国際法と国内法、の三つの項目、次いで条約の解釈（三一頁―五八頁）の項目が、解釈の主要原則を中心として、かなり詳細に収録されている。このことは、司法裁判所の任務が、条約の解釈を一つの主たる任務としていることによっている。その次に、実体法として、A.国家、B.国際機構、C.国の領域、公海、D.個人、E.条約、F.不法行為の諸項目がとりあつかわれている。実法体の後に、裁判手続として、A.裁判所の地位と任務、B.裁判所の管轄（二〇三頁―二四三頁）、C.係争手続、D.勧告的意見をあつかっている。裁判所の管轄に充当された頁が多いのは、いうまでもなくここ数年国際司法裁判所の事件にいわゆる先決的抗弁の争いが多いことを反映しているものといえよう。皆川教授によつて体系化された判例の分類のしかたは、ハンブロあるいは、イギリスのサー・ゲラルド・フィツモーリス現国際司法裁判所裁判官のイギリス国際法年鑑に寄稿した判例分析に、その多くを拠つているように思われる。

皆川教授の国際法判例要録が、実体法と裁判手続という構成をとつたことに、私は、この書の一つの重要な意義を発見する。法学者は、一般にその研究の焦点を実体法におきがちである。国際法学においても、この傾向は全く同じ、否より強いものがある。このことは、裁判手続に関する特殊研究書が、欧米においてさえ、国際実体法の研究書に比較して極めて少いことによつて間接的に証明されている。本書が、敢て裁判手続という項を設け、手続の一般的論点、証拠、付随手続、判決、上訴という分類のもとに、国際訴訟に関する常設国際司法裁判所及び国際司法裁判所の諸決定を収録されたこと、――本書の性質上当然のことではあるが、――は、殊のほか本書の価値を高めたものといえよう。というのは、この分野の研究への一つの契機として、国際訴訟の問題が注目されるであろうからである。

この紹介においては、個々の判決文や勧告的意見の訳語や分類のしかたについて、批評することは敢てさしひかえたいと思う。というのは国際法学の分野にかぎらず、翻訳ほど労多くして、読者の便宜に供せられながら、しかも訳語がしばしば批判の対象とされること、決して少くはない。しかし批判者自ら、必ずしも訳者と同程度の労を費していた場合は多くないと思われるからである。皆川教授の常日頃の綿密周到な研究態度から、筆者は、この判例要録が、原文に忠実に翻訳され、推こうを重ねた御労作であると信じたいと思う。

最後に、本書を読まれる方々に若干の示唆をしておきたい。国際司法裁判所あるいは他の国際裁判所の判例は、国際法学の研究に無視しえない重要性をもつている。イギリスの学者が、国際裁判所の判例を通しての国際法という表現のもとに、国際法判例の研究の重要性を強調するのも同じ意味あいを担つている。この書物も、かようなケースメソオド方式による国際法の勉学に有益かつ便利な書物である。その名称のように、国際法判例要録である。裁判所に付託された事件について、裁判所が下した判決又は勧告的意見の文節を

国際法の体系に従つて配列したものである。国際法学者は、しばしばXの事件に対し、国際司法裁判所は、Yの問題について、Zの判決を下した、と説明する。そしてZの内容は、実定国際法の原則であるように解説する。この説明において、Xの事件、Yの問題ときりはなして、Zが実定国際法の原則であるためには、単に判決文の関連文節の引用だけから判断されてはならない、ということである。判例は、常に一般的適用可能な原則を設定しているわけではないし、具体的事件ないし事実関係の適当な分析なしに、判例の極端な一般化は、時に誤つた国際立法への途を進む危険性をはらんでいるからである。このことは、この種の労作を読む者にとつて、すべての国際法学者の共通の助言であるといえよう。

ハンブロ氏が、国際裁判所の判例法を執筆した一九五一年に、司法裁判所の判例と勧告的意見それに命令を読むだけで、三七八〇頁を読まなければならないことになると書いていた。それ以来皆川教授の国際法判例要録に収められた事件まで読むとすれば、更に一七二九頁を読まなければならないことになる。約五五〇〇頁の大記録を、英文又は仏文で読むことは、かなりの努力を要するものであろう。まして学界に問う形において、訳出を試みるとなれば、その努力は、筆によつて示しがたい異常なものとなるであろう。世界法廷の大記録の要録として、日本文で書かれたこの判例要録は、日本における国際法学の研究に、有益かつ便宜な書物として愛用されるであろう。皆川教授の一貫した御努力に、深く敬服するとともに、学界に便宜な書物が提供されたことによつて、安易につくことなく、準備書面や訴答記録による、各事件の本格的研究への礎石として、私は、この労作をうけとり、皆川教授とともにこの分野の研究に進まねばならないことを自省しながら、紹介の筆を擱くことにしたい。(有斐閣刊　三二四頁　定価一二〇〇円)

(中村　洸)

Zbigniew K. Brzezinski: Ideology and Power in Soviet Politics

New York, Frederick A. Praeger, 1962. vi+180 pp.

Z・K・ブルゼジンスキー著『ソヴェト政治におけるイデオロギーと権力』

ソヴェト共産主義者に対して「ドグマティックに反ドグマティックな西欧の敵対者たち (*dogmatically* undogmatic Western opponents)」は、現代世界の社会的・政治的ダイナミックスに対して、かえつて鋭利な観察力を欠くことがしばしばである。しかも、プラグマティックな認識態度をもつ西欧的指導者は、たとえ非イデオロギー的であるにせよ、そのゆえにかれらが共産主義者よりも《合理的》である——と思われているが——という理由はない。むしろ、そのように思いなすこと自体、ソヴェト政治の現実認識を見誤らせてしまうのである。ブルゼジンスキーは、ソヴェトの国内および国際政治に